

## 東浦町公共汚水ます等設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町の公共下水道事業における排水設備の整備の促進及び円滑な維持管理を図るため、汚水を排除すべき公共下水道のます（以下「公共汚水ます」という。）及び取付管の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置場所)

第2条 公共汚水ますは、宅地等の敷地内に設置し、公道等の境界から2メートル以内とする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### (設置個数の基準)

第3条 公共汚水ますの設置個数は、一敷地（供用開始時点において一体として利用していると町長が認める敷地をいう。以下同じ。）につき1個とする。ただし、町長がこれにより難いと認めるときは、別表に掲げる個数を限度に設置することができるものとする。

### (構造)

第4条 公共汚水ます等の構造は、原則として次のとおりとするものとする。

- (1) 取付管の最小管径は100ミリメートルとし、勾配は2パーセント以上であること。
- (2) 取付管と本管との接続は、管頂120度の間に接続とすること。
- (3) マンホールに取付管を接続しないこと（最上流のマンホールを除く。）。
- (4) 公共汚水ますは、ドロップ構造を持たせないこと。

### (申請)

第5条 公共汚水ます等の設置若しくは変更又は次条に規定する増設をしようとする者（以下「申請者」という。）は、公共汚水ます等設置申請書（様式第1）を町長に提出するものとする。

### (増設の要件)

第6条 町長は、建築物等の増改築又は新築により既設の公共汚水ますに接続することが不可能な場合その他町長がやむを得ないと認める場合にあつては、第3条の規定にかかわらず、公共汚水ます等の増設を認めることができる。

### (費用負担)

第7条 公共汚水ます等の設置に要する費用は、本町が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあつては、申請者の負担とする。

- (1) 公共下水道供用開始区域外の場合
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為のうち区画の変更を行う場合
- (3) 公共汚水ますが撤去されている場合
- (4) 別表に掲げる設置個数基準を超える増設を認める場合
- (5) 前各号のほか、本町の負担が適当でないと認められる場合  
（維持管理等）

第8条 宅地等の敷地内に設置される公共汚水ます等の所有権は、本町に帰属し、当該土地の使用期間はこれらの施設の存続する限りとし、かつ、当該土地の使用料は無料とする。

2 公共汚水ます等の維持管理は、本町が行うものとする。ただし、使用者等の責に帰すべき理由により公共汚水ます等の機能に支障が生じたときは、当該使用者等の責任において取替え、又は補修するものとする。

3 宅地等の敷地内には、公共汚水ます等に対して本町が行う点検、取替、修繕等に支障となる施設、工作物その他の物件を設けてはならないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、公共汚水ます等の設置に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

公共汚水ます設置個数基準

| 汚水を排除する敷地の面積                   | 設置できる個数 |
|--------------------------------|---------|
| 500平方メートル以内の場合                 | 1個      |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合   | 2個以内    |
| 1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以下の場合 | 3個以内    |
| 1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 | 4個以内    |
| 2,000平方メートルを超える場合              | 5個以内    |

